

岐阜県地震体験車広告主募集要項

1 広告募集趣旨

岐阜県危機管理部では、財源確保と地震・津波、風水害等の防災啓発を目的に、県が所有する地震体験車への有料広告事業を実施します。

つきましては、法人・団体等の皆様の広告スペースとしてご活用いただけ るよう、地震体験車に広告を掲出していただける広告主を募集します。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、県危機管理部が推奨するものではなく、広告が掲出されることで県危機管理部から便宜（優先発注や入札が有利になる等）が図られることは一切ありません。

2 対象車両

- (1) 岐阜県地震体験車
- (2) 車種：地震体験装置を搭載したトラック
- (3) 1台あたりの年間走行距離 約 5,000km
※あくまで平均値であり、使用年数によって差があります。
- (4) 平日、土・日・祝日にかかわらず、防災啓発活動を行っており、年間約 10,000 人の方にご利用いただいております。
(利用実績については「参考 1」に記載)
※季節、月、曜日等により繁閑があります。
- (5) 主な走行範囲：岐阜県全域（原則、市町村や消防本部を通じて県内どこへでも派遣します。）

3 募集等

- (1) 募集期間：令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで
(郵送の場合は特定記録とすること。令和 8 年 2 月 6 日（金）必着)
- (2) 参加要件：岐阜県地震体験車広告掲出要領及び岐阜県地震体験車広告掲出基準に記載
- (3) 申込方法：所定の申込書(岐阜県地震体験車広告掲出要領第 8 条第 2 項)に広告デザイン案を添付して、持参または郵送により、危機管理部防災課防災企画係へ申し込みください。

4 規格・掲出方法及び掲出料

- (1) 掲出場所・規格
 - ・掲出場所：別紙「参考 2」のとおり
 - ・大きさ：全体ラッピング又はカッティングシートによる広報掲示
 - ・掲出方法：広告内に「指定ロゴ」及び「岐阜県の防災啓発活動を応援しています！」を入れること。規格等については、岐阜県地震体験車広告掲出要領に記載

(2) 掲出期間

令和8年4月1日から1年間（5年間は優先交渉権が付与されます）

(3) 広告掲出料

年額 500,000 円以上（消費税及び地方消費税別）

※千円以下は切り上げとする。

※掲出料は掲出期間すべての金額を一括して前納していただきます。

(4) 掲出方法

あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは不可）
を貼付します。 粘着フィルム等は「屋外の長期使用に耐えられ、広告撤
去時にはく離跡が残りにくい素材」を使用してください。

(5) 広告作成費用

広告作成費用、貼り付け及び撤去にかかる費用はすべて広告主の負担と
します。

(6) 広告主の選定

岐阜県地震体験車広告掲出要領第9条のとおり

5 申込み及び問合せ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県危機管理部 防災課 防災企画係

TEL 058-272-8189 FAX 058-278-2522